

令和○年度 りんご公園内施設消防設備等保守点検業務仕様書

りんご公園内施設の消防用設備等保守点検業務は、この仕様書に定めるところによる。

1 業務場所及び所在地

弘前市大字清水富田字寺沢 1 2 5

りんご公園内施設（りんごの家・旧小山内家住宅・土蔵・農機具格納庫）

2 業務期間 令和○年 4 月 1 日から令和○年 3 月 3 1 日

3 保守点検を要する設備等の概要

別紙のとおり。

4 保守点検内容及び方法

点検の内容及び方法は、次のとおりとする。

(1) 機器点検

ア 消防用設備等に附置される非常電源の正常な作動

イ 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項

ウ 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

(2) 総合点検

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、または当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を、消防用設備等の種類等に応じ点検基準に従い確認する事。

5 点検回数等

- (1) 点検については、当該施設の消防用設備等の種類に応じ、下表のとおり回数を行うものとする。

消防用設備等の種類	点検内容及び方法		点検期間
	総合点検	機器点検	
消火器・誘導灯		○	6ヶ月毎
自動火災報知設備 漏電火災警報器		○	6ヶ月毎
非常警報(放送)設備 消防機関に通報する火災報知設備	○		1年毎
配線・防火設備	○		1年毎

- (2) 業務を行う日程については、発注者、受注者双方協議のうえ決定する。

(3) 自主設置の消防用設備等については、消火器を除き、機器点検の点検期間を1年とし、総合点検と同時期に実施するものとする。

6 消防用設備等の保守点検実施者

保守点検を行うものは、点検を行う設備に応じた消防設備士又は、消防設備点検資格者とし、受注者は業務従事者の名簿及び資格を証する免状等の写しをあらかじめ発注者に提出するものとする。

7 消防用設備等の点検報告

(1) 保守点検の結果、不良箇所等を確認したときは速やかに発注者に報告し、それに対する指示を受けるものとする。

(2) 業務の実施後、棟ごとに所定様式の消防用設備等点検結果報告書に、消防用設備等の種類に応じた点検表を添付して作成し、発注者に報告するものとする。

なお、報告部数については、実施ごとに発注者の指示を受けるものとする。

(3) 消防機関への報告は、受注者から報告を受けた「消防用設備等点検結果報告書」を発注者が確認後、発注者の指示により消防法の規定に定められた期間内に受注者が届け出るものとする。

8 受注者は、発注者が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

9 その他

当該施設において消防訓練等を実施する場合に、発注者の依頼があるときは、受注者は訓練実施にあたり安全を期するため各設備等の操作要領の指導等、可能な限り訓練に立会い協力するものとする。

(1) りんごの家

設 備 名		数 量	備 考
名 称	区 分		
自動火災 報知設備	受信機 P型1級	1基	
	発信機	3基	
	差動式スポット感知器 2種	46基	
	定温式スポット感知器 1種	10基	
	〃 特種	4基	
	光電式スポット感知器 2種	13基	
	〃 3種	3基	
	音響装置 (ベル)	3基	屋内3
火災通報装置	1基		
漏電火災 警報器	受信機	1基	
	ブザー	1基	
誘導灯	避難口 中型	2基	
	〃 小型	2基	
	廊下通路 中型	2基	
消火器	粉末 10型	9本	屋内8、屋外1

(2) 旧小山内家住宅

設 備 名		数 量	備 考
名 称	区 分		
自動火災 報知設備	受信機 P型2級	1基	
	差動式分布型感知器	10基	
	定温式スポット感知器 1種	1基	
	〃 特種	1基	
	音響装置 (ベル)	1基	屋外1
消火器	粉末 10型	2本	
	〃 4型	2本	
非常通報 装置		1式	

(3) 土蔵

設 備 名		数 量	備 考
名 称	区 分		
自動火災 報知設備	受信機 P型2級	1基	
	差動式スポット感知器 2種	2基	
	定温式スポット感知器 1種	1基	
	音響装置 (ベル)	1基	屋外1
消火器	粉末 10型	1本	

(4) 農機具格納庫

設 備 名		数 量	備 考
名 称	区 分		
自動火災 報知設備	受信機 P型2級	1基	
	差動式スポット感知器 2種	7基	
	定温式スポット感知器 1種	1基	
	音響装置 (ベル)	1基	屋外1
消火器	粉末 10型	1本	